

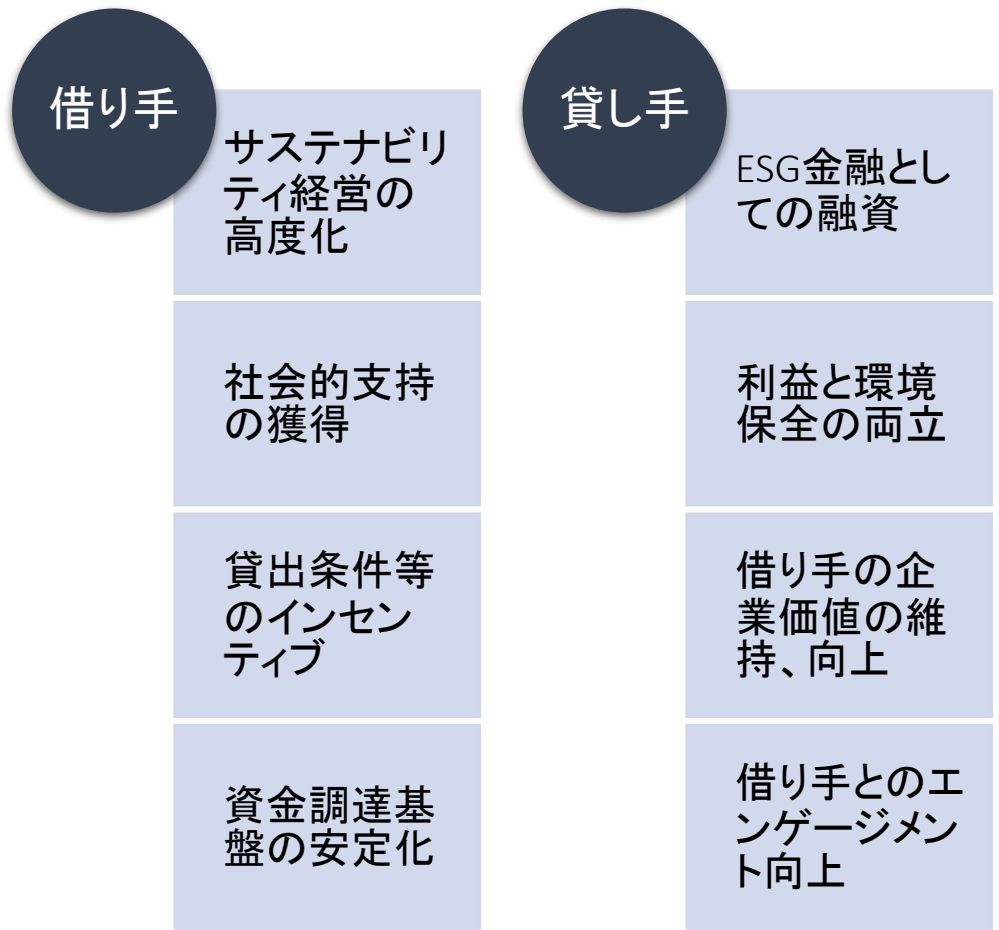
「京都ゼロカーボン・フレームワーク」 の活用に向けて

「地域脱炭素・京都コンソーシアム」事務局
(京都府府民環境部脱炭素社会推進課)

2022年12月7日 (水) 9:30～11:30
(オンライン会議 : Zoom)

サステナビリティ・リンク・ローンの特徴とメリット

- 借り手が野心的かつ事前に定められた**SPTs**を達成することを奨励するローン
- 事前に定められた**重要業績評価指標 (KPI)**で測定されたSPTsによって評価
- グリーンローンと異なり調達資金の融資対象が特定のプロジェクトに限定されない



貸し手や借り手のメリットが環境保全等に寄与

地球環境保全への貢献

預金者等への啓発

社会・経済問題改善への貢献

サステナビリティ・リンク・ローンの要件等

- サステナビリティ・リンク・ローン(SLL)として国際的に認められるための要件を環境省ガイドラインで明記
- 「環境改善効果、4要件の適合性、リスクの管理と対策」について、**第三者認証・審査が必要**

国際資本市場協会(ICMA)のガイドラインで「**～べきである**」とされる4つの要件

KPIの選定

- 借り手のパフォーマンスを貸付条件と連携
- 借り手にとって経営に関連し、重要であるべき
- 測定又は定量化ができること
- 適用範囲、算定手法の明示、業界標準との比較

SPTsの設定

- 野心的(それぞれのKPIにおける改善、BAU以上)
- 借り手の最低3年間の実績、同業他社、科学的根拠等による比較・分析
- 適切性について外部レビューを受けることが望ましい

レポーティング

- 外部機関によるSPTs達成状況を年1回以上報告
- SLLによる資金調達であることを示すため、開示が必要
- 開示は年次報告書やCSR報告書、ウェブサイトに掲載など

外部機関による検証

- 各KPI、SPTsのパフォーマンスレベルについて、外部機関の検証(年1以上)が必要
- 外部レビューとは異なる
- 検証結果は貸し手に報告すべき(一般への開示は望ましい)

KPIとSPTsについて

- 重要業績評価指標(KPI): 目標達成を測定するための指標
- サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs): その指標において達成すべき水準

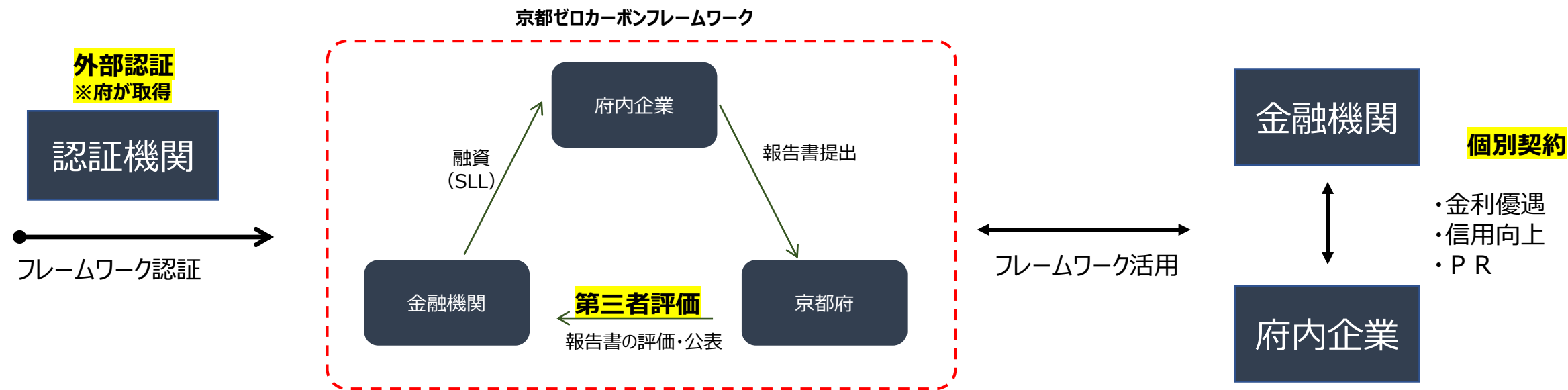
カテゴリー

KPIの例

SPTsの例

カテゴリー	KPIの例	SPTsの例
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> • 年間省エネ量 • GHG年間削減量 	<ul style="list-style-type: none"> • 取得したSBT認定の1.5°C目標に基づき、自社のGHG排出量の削減 • 加盟したRE100の目標達成に向けて、事業運営に必要なエネルギーを全て再エネで賄う • SBT認証の2°C目標に基づき、スコープ3のGHG排出量を削減
GHG排出量	<ul style="list-style-type: none"> • 資金調達者のCFP改善量又は率 • スコープ3排出量 • 低炭素設備への導入割合 	
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> • 再エネ生産量又は使用量 • 再エネ生産量と総エネルギー量比率 • 再エネにより回避したGHG排出量 	
サーキュラー・エコノミー	<ul style="list-style-type: none"> • 天然資源投入量の増減 • 廃棄物処理に係るリサイクル率 • 再生材や再生可能資源の使用 	

- 京都府が目指す「2030年までに温室効果ガス排出量削減46%」の達成には、府内約11万事業所の脱炭素化の底上げが必要
- そのためには、中小企業がESG投融資に取り組める環境整備（**簡易でメリットのある仕組み**）が必要



<取組のポイント>

- 中小企業へのアプローチの方法として、地域金融機関が有する中小企業ネットワークに着目している
- 府条例に基づく「**事業者排出量削減計画・報告・公表制度**」を準用し、SLLに必要な第三者評価を京都府が担う
- これにより、中小企業が上記報告書等を府に提出すれば、**第三者評価に要する費用負担なくSLLを組成できる**
- 金融機関も**SLLに関する進捗確認やレポート等が不要**となり、府と共に**顧客のエンゲージメント向上に注力**

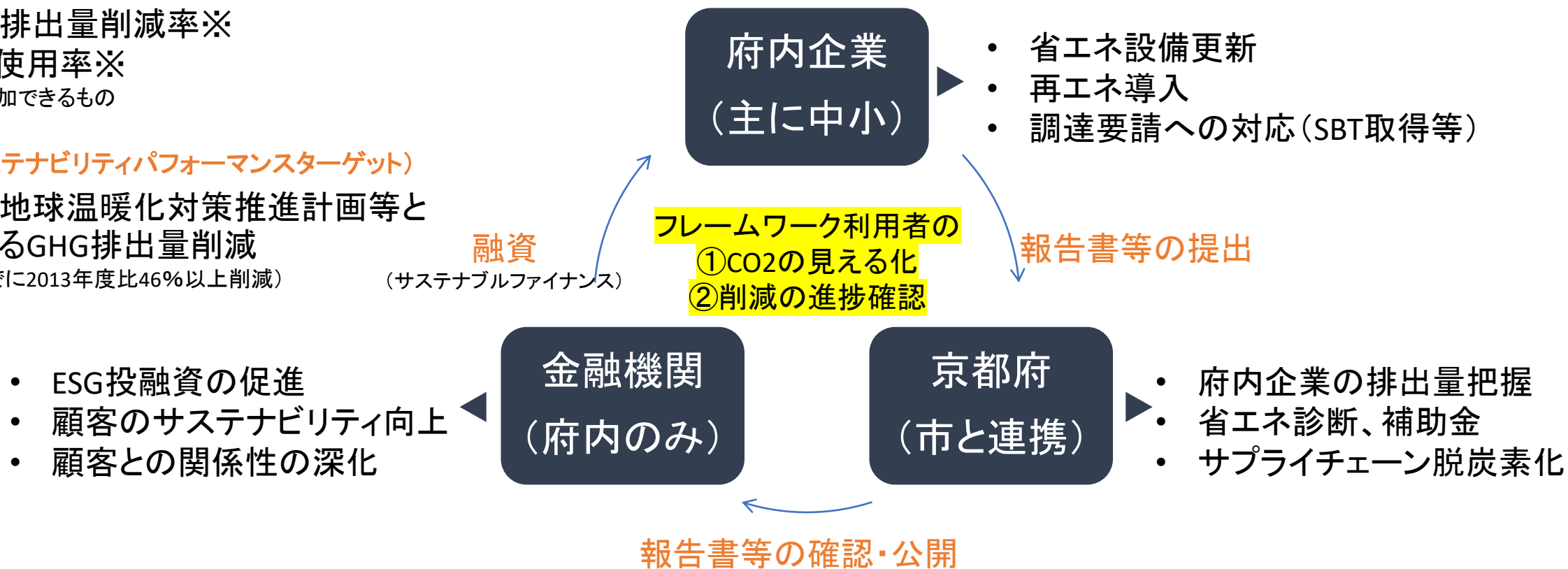
- 京都府特定事業者制度を準用し、第三者認証取得に関する費用負担のないSLL組成のフレームワークを設置
- 金融機関と府内企業は同フレームワークを活用し、ESG投融資や脱炭素化の促進を図る

KPI(重要業績評価指標)

- ✓ GHG排出削減量及び削減率
 - ✓ 原単位排出量削減率※
 - ✓ 再エネ使用率※
- ※任意で追加できるもの

SPTs(サステナビリティパフォーマンスターゲット)

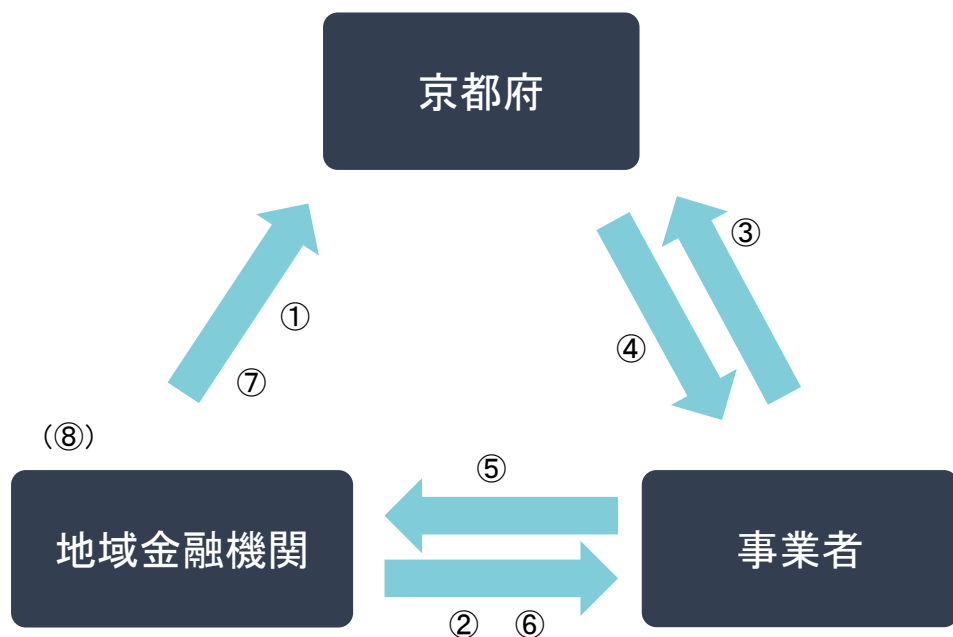
- ✓ 京都府地球温暖化対策推進計画等と整合するGHG排出量削減
(2030年までに2013年度比46%以上削減)



フレームワーク活用に必要な手続きの流れ〈取組時〉

- SLLを組成したい事業者とフレームワーク活用の申請を行う「**取組時**」では、当該事業者への**府への提出資料作成に係るサポート**が必要となる可能性が高い。

取組時



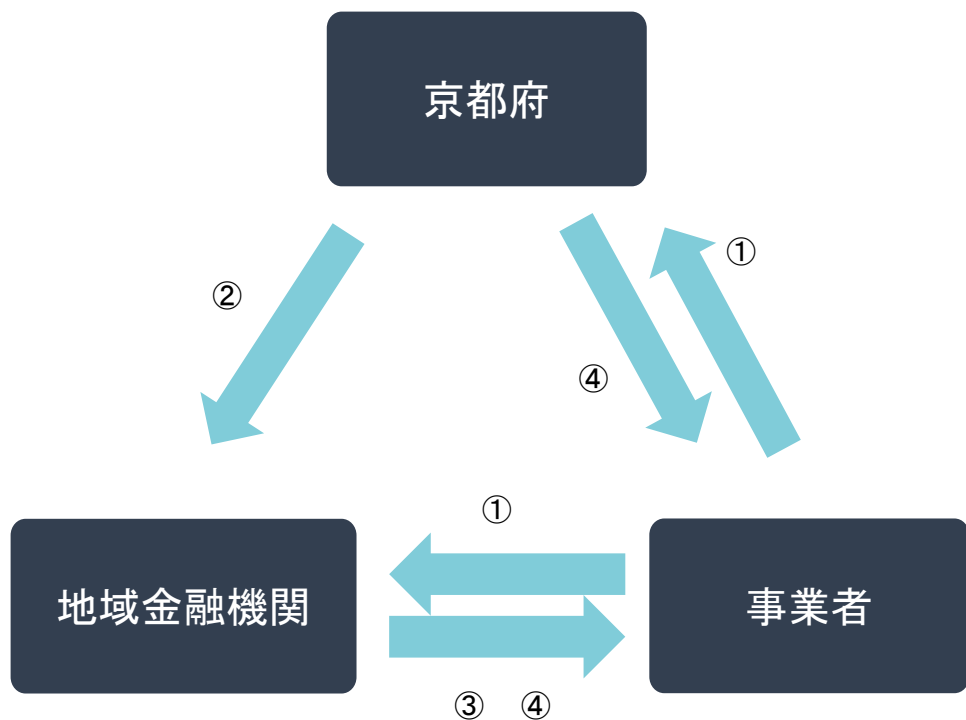
- ① 地域金融機関からフレームワークの参加表明を京都府へ提出
- ② 地域金融機関と中小事業者とのエンゲージメント、課題発掘
- ③ 事業者排出量削減計画書の提出
- ④ 事業者に対する指導助言、提出された計画書の精査及び確認、承認。京都府地球温暖化対策条例等の目標に沿う「野心性」を確認、担保
- ⑤ 金融機関の確定、借入申込審査書類の提出、削減計画書を金融機関に対して提出
- ⑥ 審査、ローン特性の決定（引き下げ幅等）、融資実行
- ⑦ フレームワークの活用について報告（事業者、期間、金額、ローン特性等）

（⑧） 京都府が予め策定した自己承認の要件を充足しているかどうかを、各地域金融機関が確認の上、フレームワークを活用した融資であることを自己承認する。）

フレームワーク活用に必要な手続きの流れ<期中>

- SLL組成後「期中」に当該事業者の計画進捗について、府が公表（共有）する報告書等を参照し、進捗が芳しくない場合は、府から当該事業者への「指導助言」等も含め、改善策の検討支援が求められる。

期中



- ① 事業者排出量削減報告書の提出（対京都府、対地域金融機関）
- ② 京都府が報告書を基に結果を一般に公表するとともに地域金融機関へ通知
- ③ 京都府の公表を受けて、ローン特性に応じたインセンティブ付与
- ④ 削減計画比劣後している事業者に対しては、地域金融機関、京都府、地域経済団体、外郭団体が連携しつつ脱炭素化支援の強化、エンゲージメント

「京都ゼロカーボン・フレームワーク」の制度設計（論点）について

- フレームワークの制度設計に係る主な論点及び現時点での京都府案は以下のとおり。
- コンソーシアムの構成団体のご意見を踏まえ、2023年1月目途にJCRの認証を取得予定

項目	論点	現時点での案
■参加条件	①金融機関の参加要件	府内に本店を有する地域金融機関のうち京都府に参加表明を提出した機関 ※ 広く中小企業への活用普及を図るため、将来的な要件緩和を予定
	②融資対象となる企業要件	府内に事業所を有する事業者（別途各金融機関による与信審査あり）
■ファイナンス条件	③ファイナンスの種類	サステナビリティ・リンク・ローン
	④KPI/SPTの設定	KPI：事業活動に伴う年間CO2排出量の削減率（フロン等のその他ガスは含まない） SPT：府条例に基づく削減率（原則）
	⑤ベース金利・優遇金利の設定	各金融機関と融資先企業において融資契約ごとに設定（SPT達成可否による優遇/ペナルティの種別の設定含む）
	⑥融資金額の上下限	設定なし
■事務関係等	⑦「取組時」の府への提出書類	京都府地球温暖化対策条例「事業者排出量削減計画・報告・公表制度」に基づく計画書（第3号様式）及び排出量算定シート（第4号様式）
	⑧「期中」の府への提出書類・提出時期	京都府地球温暖化対策条例「事業者排出量削減計画・報告・公表制度」に基づく報告書（第5号様式）及び排出量算定シート（第4号様式）【提出時期：毎年7月まで】
	⑨削減実績の公表	京都府HPにて公表予定
	⑩審査に要する費用	無料

京都府事業者排出量削減計画・報告・公表制度

1. 対象事業者

区分	要件 ※算定は省エネ法に準拠
大規模エネルギー使用事業者	事業活動に伴う電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して年間1,500kl以上の事業者
大規模輸送事業者	トラック：100台以上、バス：100台以上、タクシー：150台以上を保有する運送事業者及び鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して年間3,000トン以上の事業者

2. 義務事項

(1) 条例で定める**計画期間**での事業活動に伴う温室効果ガスの排出量、削減措置、削減目標等に関する削減計画書及び報告書の作成・提出

○3年間の削減計画に関する 事業者排出量削減計画書（計画書）

＜提出期限：9月末・・・3年に1度＞

○計画の実施状況を報告する 事業者排出量削減報告書（報告書）

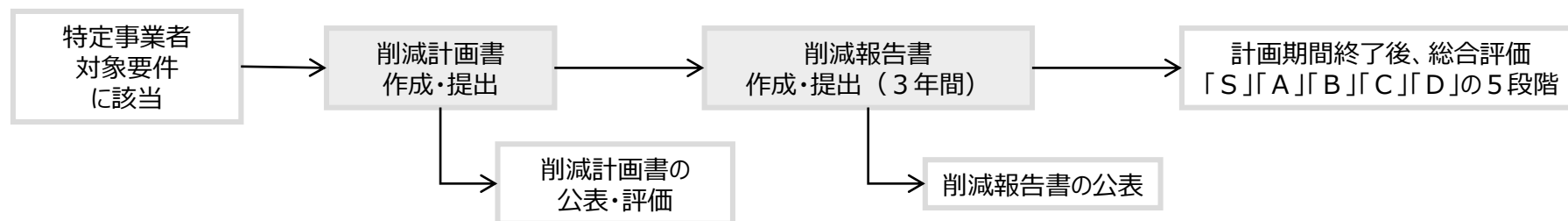
＜提出期限：7月末（毎年度）＞

(2) 特定事業者は**目標削減率**を目安に削減取組を実施

第五計画期間：令和5～7年度

第一計画期間：平成23～25年度
 第二計画期間：平成26～28年度
 第三計画期間：平成29～令和元年度
 第四計画期間：令和2～4年度

3. 制度のフロー



S評価事業者を表彰



＜過去の表彰式の様子＞

京都府環境部長から表彰状、記念品を贈呈

同制度の計画期間ごとの目標削減率の達成状況

- 第1～3計画期間では、全体で**6～7割の事業者が目標削減率を達成**（R5から目標が2倍となるので減少予想）

第1計画期間 (H23-25年)	事業者数	S評価		A評価		削減目標達成数	達成率	目標削減率
産業部門	115	13	62	75	65.2%	2%		
業務部門	122	17	71	88	72.1%	3%		
運輸部門	26	2	18	20	76.9%	1%		
合計	263	32	151	183	69.6%			

第2計画期間 (H26-28年)	事業者数	S評価		A評価		削減目標達成数	達成率	目標削減率
産業部門	108	18	49	67	62.0%	2%		
業務部門	117	28	55	83	70.9%	3%		
運輸部門	27	3	18	21	77.8%	1%		
合計	252	49	122	171	67.9%			

第3計画期間 (H29-31年)	事業者数	S評価		A評価		削減目標達成数	達成率	目標削減率
産業部門	109	13	46	59	54.1%	2%		
業務部門	109	23	44	67	61.5%	3%		
運輸部門	23	4	14	18	78.3%	1%		
合計	241	40	104	144	60.0%			

目標削減率の変更

- 計画期間における温室効果ガス排出量の削減に関する目標として求める削減率（3年間の年平均）について、2030年度の府域削減目標（2030年度までに2013年度比▲46%以上）の達成に向け、第5計画期間（R5）から2倍に引き上げ

	評価の基準となる目標削減率	
	現 行	改正後
運輸部門	3年間の年平均 1%	3年間の年平均 <u>2%</u>
産業部門	3年間の年平均 2%	3年間の年平均 <u>4%</u>
業務部門	3年間の年平均 3%	3年間の年平均 <u>6%</u>

フレームワーク活用に必要な資料

- 京都府地球温暖化対策条例に基づく「事業者排出量削減計画・報告・公表制度」で求められる書類の一部を利用
- 条例で定められる目標削減率以上の「計画書（3年1計画期間）」を府に提出し、当該計画期間中は毎年報告書を提出

計画書 (3号様式)

<記載事項>

- ✓ 基準年度排出量※
- ✓ 第1～3年度排出量(見込み)
- ✓ 原単位排出量
- ✓ 3年に1回の提出

※過去3年平均or前年の排出量

- 事業者は「業務」「産業」「運輸」の部門に分類される
- 部門毎に定められる「目標削減率」以上の計画を作成

**目標削減率に資する計画を作成
(顧客とのエンゲージメント機会)**

排出量算定シート (4号様式)

<記載事項>

- ✓ 電気使用量
- ✓ 電気の供給者
- ✓ ガソリン等燃料使用量
- ✓ 自家発電量(任意) ほか

- 様式入力でCO2排出量を自動で簡単に算出
- 法律(省エネ法、温対法律)に基づく算定方法で信頼性あり

簡単に信頼性のある「見える化」を促進

報告書 (6号様式)

<記載事項>

- ✓ 基準年度排出量
- ✓ 年度ごとに
- ✓ 原単位排出量※
- ✓ 実施した取組の概要

※事業活動と関連する指標(生産量、床面積等)

当該計画期間は毎年提出し、削減の進捗が芳しくない場合は、府から指導・助言等の措置あり。

**指導助言等の措置の機会に同行し、
エンゲージメントを向上**

事業者排出量削減報告書等の作成の流れ (第4号様式①)

(5) <500kl未満事業所があり、エネルギー使用に伴う温室効果ガス排出がある場合> J 500kl未満事業所小計シート
シートの「A 事業所等排出区分」の「実数値」、「電気事業者名」、「自家発電」の量等を記入

第4号様式(第15条、第17条、第18条、第19条関係)

温室効果ガス排出量内訳書

事業者名		株式会社〇〇〇〇 (J 500kl未満事業所小計)																																										
提出書類の区分		記載年度		記載年度の区分																																								
<input checked="" type="checkbox"/>	事業者排出量削減計画書 事業者排出量削減報告書	令和 (令和 ～令和	実数値を記入		基準年度(実績) 目標年度(計画) 報告年度(実績)																																							
温室効果ガス排出																																												
排出区分	燃料の種類	単位	実数値	原油換算数量 (キロリットル)	二酸化炭素換算																																							
					電気事業者名																																							
A 事業所等排	軽油	キロリットル			<input checked="" type="checkbox"/> 一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線を介して供給された電気 <table border="1"> <thead> <tr> <th>昼夜</th> <th>電気事業者名</th> <th>実数値(千kWh)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">合計</td><td>0.0</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table>	昼夜	電気事業者名	実数値(千kWh)	1			2			3			4			5			1			2			3			4			5			合計		0.0			0.0
	昼夜	電気事業者名	実数値(千kWh)																																									
	1																																											
	2																																											
	3																																											
	4																																											
	5																																											
	1																																											
	2																																											
	3																																											
4																																												
5																																												
合計		0.0																																										
		0.0																																										
	A 重油	キロリットル																																										
	液化石油ガス(LPG)	(t)																																										
	液化天然ガス(LNG)	(t)																																										
	都市ガス(CNGを含む。)	千立方メートル																																										
	産業用蒸気	ギガジュール																																										
	産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水	ギガジュール																																										
	一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線を介して供給された電気	昼間買電 ()	0.0	0.0																																								
	自家発電	千キロワット時																																										
合計																																												

別紙	合計	J 500kl未満事業所小計	事業所 1	事業所 2	事業所 3	事業所
----	----	----------------	-------	-------	-------	-----

電力は欄外に記入(電気事業者を選択の上、実数値を記入)

「A 事業所等排出区分」

実数値を記入

一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線を介して供給された電気

昼夜	電気事業者名	実数値(千kWh)
1		
2		
3		
4		
5		
1		
2		
3		
4		
5		
合計		0.0
		0.0

J 500kl未満事業所小計シートを選択

自家発電の量を記入

事業者排出量削減報告書等の作成の流れ (第4号様式②)

(6) <500kl未満事業所があり、運送事業者等である場合> J 500kl未満事業所小計シートの「B 輸送車両排出区分」の「実数値」、「電気事業者名」、「年度末使用車両数(台・両)」、「鉄道事業者の京都府内分指標(営業キロ数)」等を記入

温室効果ガス排出量内訳書

事業者名		株式会社〇〇〇〇 (J 500kl未満事業所小計)			
提出書類の区分		記載年度		記載年度の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 事業者排出量削減計画書 <input type="checkbox"/> 事業者排出量削減報告書		<input type="checkbox"/> 基準年度(実績) <input checked="" type="checkbox"/> 目標年度(計画) <input type="checkbox"/> 報告年度(実績)		電力は欄外に記入(電気事業者を選択の上、実数値を記入)	

燃料種別	単位	実数値	原油換算数値	二酸化炭素換算	
			(キロリットル)	(トン)	
液化天然ガス(LNG)	(t)				
都市ガス(CNGを含む。)	千立方メートル				
B 輸送車両排出区分	電気	一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気	千キロワット時	0.0	
		昼間買電	供給者 ()		
		夜間買電	供給者 ()	0.0	
その他	供給者 ()	千キロワット時	0.0		
合計		-	-		
年度末使用車両数(台・両)		トラック	バス	タクシー	鉄道車両
鉄道事業者の京都府内分指標(営業キロ数)		全社(キロメートル)		京都府内(キロメートル)	
自家発電		千キロワット時	-	-	

■一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気	昼夜	電気事業者名	実数値(千kWh)
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
合計			0.0
			0.0

事業者排出量削減報告書等の作成の流れ（第6号様式①）

- (3) 「主たる業種」に主な業種を記入
- (4) 「細分類番号」に産業分類番号を記入
- (5) 「事業者の区分」のうち、該当するものにチェック
- (6) 「令和2年4月から令和5年3月」と記入

主たる業種				細分類番号				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/>	第12条第1項第1号	<input type="checkbox"/>	第12条第1項第2号又は第3号	<input type="checkbox"/>	第12条第1項第4号	
計画期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで							

主たる業種を記入

細分類番号を入力（重点対策実施率算出シートと同じ内容となっているか確認）

第四計画期間の期間である「令和2年4月から令和5年3月」とする

該当するものにチェック

- ※ 事業者の区分は以下のとおり（複数のチェック可）
- ・ 第4号様式のA区分の重油換算数量の合計が1,500kl以上 → 第12条第1項第1号にチェック
 - ・ 運送事業者等 → 第12条第1項第2号又は第3号にチェック
 - ・ 第4号様式のC区分のいずれかの温室効果ガス排出量の合計が3,000トン以上 → 第12条第1項第4号にチェック

事業者排出量削減報告書等の作成の流れ（第6号様式②）

- (7) 「基本方針」に方針を記入
- (8) 「計画を推進するための体制」に体制を記入

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度
基本方針				
計画を推進するための体制				

基本方針を入力

計画を推進するための体制を入力

事業者排出量削減報告書等の作成の流れ (第6号様式③)

- (9) 「温室効果ガスの排出の量」の「基準年度」の年度として、「評価の対象となる排出の量」に記入している年度を選択（計画書に合わせる（原則、「(29~1)年度」））
 - ※ 「(29~1)年度」以外を選択した場合は、「特記事項」にその年度を選択した理由を記入
- (10) 「温室効果ガスの排出の量」の「基準年度」の「事業活動に伴う排出の量」、「評価の対象となる排出の量」に、計画書の数値を記入
- (11) 「温室効果ガスの排出の量」の「第2年度」の「事業活動に伴う排出の量」に、第4号様式の別紙の「合計」の「二酸化炭素換算」の「合計」の値を入力
- (12) 「実績に対する自己評価」に自己評価を記入

温室効果ガスの排出の量	基準年度 (1)年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	増減率
		(2)年度	(3)年度	(4)年度	(5)年度	
事業活動に伴う排出の量	トン	トン	トン	トン	トン	パーセント
評価の対象となる排出の量	トン	トン	トン	トン	トン	
実績	計画書の数値を記入					
特記事項	自己評価を記入 昨年度に報告した値を記入 基準年度として「(29~1)」以外を選択した場合は、その年度を選択したのか理由を記入					

第4号様式の別紙の「合計」の「二酸化炭素換算」の「合計」の値を記入

原則、「(29~1)年度」を選択（計画書に合わせる）

計画書の数値を記入

自己評価を記入

昨年度に報告した値を記入

基準年度として「(29~1)」以外を選択した場合は、その年度を選択したのか理由を記入

事業者排出量削減報告書等の作成の流れ（第6号様式④）

- (13) 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「事業区分」に「事務所」等、用途を記入（計画書に合わせる）
- (14) 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「原単位の指標」に、原単位の指標としているものを記入（計画書に合わせる）
- (15) 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「基準年度」となる年度を選択（計画書に合わせる（原則、「(1)年度」を選択））
- (16) 欄外にある「原単位指標の数値」の「基準年度」及び「第1年度」に数値を記入（「基準年度」は計画書に合わせる）
- (17) 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「実績に対する自己評価」に自己評価を記入

原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業区分の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	増減率
			()年度	(2)年度	(3)年度	(4)年度	
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		自己評価					

原単位指標の数値（分母）			
基準年度	第1年度	第2年度	第3年度

※設定した原単位の指標の分母（セルF29）の数量を記入してください

事務所等、用途を記入
(計画書に合わせる)

原則、「(1)年度」を選択
(計画書に合わせる)

原単位の指標を記入
(計画書に合わせる)

自己評価を記入

欄外の基準年度及び第1年度の原単位指標の数値を記入（基準年度は計画書に合わせる）

	2022年 12月	2023年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
コンソーシアム	● 第1回会合		● 第2回会合			● 第3回会合 (予定)			● 第4回会合 (予定)	
フレームワーク	● 適合承認	● 制度運用開始						● 第3年度 報告書提出		● 計画書提出
	●-----●							※簡易版を準用の場合は、計画書提出はいつでも可能		
個別支援	S L Lの組成支援									
その他	各金融機関 第1号案件組成				環境省事業 参加調整 (検討)					

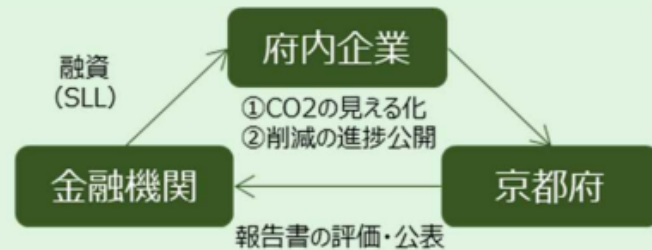
モデル事例概要

- ・ 応募者：京都府
- ・ 名称：京都ゼロカーボン・フレームワーク
- ・ 準拠する原則：APLMA、LMA、LSTAが定める「サステナビリティ・リンク・ローン原則2022」
環境省が定める「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年度版」

京都ゼロカーボン・フレームワーク

- ・ 本フレームワークに基づき、下記**共通のKPI、SPTs**を参照した個別SLLを複数の金融機関が実行
- ・ 第三者検証は特定事業者制度（※）に基づいて京都府が実施する。

(既存制度を活用した自治体の第三者検証及び複数の金融機関に対しての実施は本邦初)



KPI：事業者自身のGHG排出量削減

SPTs：特定事業者制度（※）における各事業者が策定した計画の達成

[京都府作成資料より抜粋]

※特定事業者制度（京都府事業者排出量削減計画・報告・公表制度）
京都府地球温暖化対策条例に基づく、温室効果ガス排出量が多い事業者に対して、GHG排出量の実績報告、削減計画作成、かつそれらの京都府への提出を義務付ける制度。平成18年度から運用を行っている。令和4年現在、中堅中小企業に対しては任意適用としている。

応募者の取組経緯

京都府は2050年カーボンニュートラルに向けて、国の目標に整合する2030年度に2013年度比46%の温室効果ガス（GHG）排出量削減を目標に掲げる（2023年3月改定予定）。目標達成のために府は、金融機関や商工会・工業会・中小企業と連携して、府内企業の脱炭素化やサステナブルファイナンス（以下、SF）等を促進する取組を多数実施している。その中でも、府のサプライチェーンを支える中堅中小事業者へのアプローチを模索している。

中堅中小事業者のサステナブルファイナンス活用における課題 ～サステナビリティ・リンク・ローン（以下、SLL）～

- ・ 有意義性のあるKPI、野心度のあるSPTsの設定に**必要な知見知識が中堅中小企業、地域金融機関ともに不足**しており、単独での設定が困難。
- ・ 個別SLL単位で都度外部評価・第三者検証取得が必須なため、府内企業、金融機関双方に**実務的な負担が発生**する。

本フレームワークの導入によるメリット

- ・ 従来取り組みが遅れていた中堅中小企業による特定事業者制度（現在は任意適用）に沿った**GHG排出量把握及び管理体制の整備**、SF取組実績の積み上げによる**地域金融機関の知見向上**が期待される。
→地域金融機関の支援による、**中堅中小企業における脱炭素化を中心としたサステナビリティ経営の向上**につながると期待される。
- ・ 本フレームワークがあることで、多くの中小企業、金融機関が、個別SLL実行時に、**予め定められた共通のKPI、SPTs**を参照することができる。
→取組時における中小企業・金融機関双方の**事務負担を軽減**することが可能。また、期中の第三者検証も特定事業者制度を準用して、京都府が実施するため、中小企業の**追加的な費用負担を抑制**させることが可能。

モデル性評価のポイント

- 京都府が定めるサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークをモデル事例として選定するにあたり、①実施体制の先進性、②市場に対する波及効果、③効率性、④インパクト評価方法の先進性について評価。

1. 実施体制の先進性

- 多様なステークホルダー（商工会・工業会・中小企業・金融機関等）が関わり、SLLフレームワークを策定している例は他になく、先進的である。
- 京都府が金融機関に、共通で使えるフレームワークを提供している。
- 個別SLL実行時に、京都府が定める特定事業者制度という既に確立されたCO2排出量の算定・削減・評価スキームを活用し、京都府が第三者として検証を行う。
(融資の関係者と一切の利益相反関係がない。)

3. 効率性

- 複数の金融機関が共通して本フレームワークを参照できることから、個別にSLLのフレームワークを策定する必要がない。
- 個別案件組成時の第三者評価取得が不要であること、京都府が第三者検証を担うことで、SPTsに関する検証費用も不要なことから、企業のコスト負担が軽減され、金融機関の事務負担が軽減される。
- 個別にKPI、SPTsの協議・設定が不要なことから、機動的なSLLの実行が可能となる。

2. 市場に対する波及効果

- 2050年カーボンニュートラルを目指す地方自治体が県域の脱炭素を推進する具体的施策として検討しやすく、特定事業者制度の活用にもつながる。
- SLLを実行したいと考える金融機関は多い一方で、独自のフレームワーク作成や実績積み上げに課題を抱える地域金融機関が多いが、共通のフレームワークにより実行のハードルが下がり、実績の積み上げが期待できる。
- 本フレームワークを利用することで、地域金融機関がSLLを行いやすくなり、ひいては、地域金融機関とつながりの深い中小企業にとっても、金利によるインセンティブを受けやすくなり、SF実行及び脱炭素の取り組みがしやすくなる。

4. インパクト評価方法の先進性

- GHG排出量算定には、条例等に基づく制度を利用する。同制度は、評価スキームが全て確立しており、京都府の恣意的な操作が入る蓋然性が極めて低い。また、評価は府内に有する独立した専門部署が行う。
- KPIは、京都府の2030年及び2050年の脱炭素化に係る中長期計画に紐づいており、SPTsは同計画達成に必要となる各事業部門の削減率を踏まえて設定。
- インパクトの把握・管理を京都府が行い、計画劣化した際のエンゲージメントを京都府と地域金融機関が連携して行う。